

# サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和6年  
6月10日  
Vol.112

## そのメール、フィッシングかも！

### こんなメールやSMSに要注意！

From：XYZ銀行  
件名：【重要】取引停止の  
お知らせ

本人かどうか確認が取れない取引がありましたので停止しました。  
確認してください。  
<http://example1.jp>

取引の停止



From：XYZカード  
件名：【緊急】不正アクセス  
を検知しました

第三者からの不正なアクセスを検知しました。  
確認してください。  
<http://example2.co.jp>

不正アクセス



050xxxxxxx

お荷物のお届けがありました  
ましたが、不在の為持ち  
帰りました。  
<http://example3.ne.jp>

不在持ち帰り



メールやSMSによるフィッシング被害が発生中！！

## フィッシングに騙されるとどうなるの？

銀行等を装ったメールやSMSから偽のウェブサイトに誘導し、**金融情報**や**個人情報**を不正に入手する手口、それが**フィッシング**です！



- 銀行口座を操作されて勝手に送金される
- ECサイトで勝手に買物をされる
- アカウントを乗っ取られる

## フィッシングに対してできること



- メールやSMSに記載されたリンクをクリックしない  
→ 内容の確認は、公式サイトやアプリを利用する
- 携帯電話会社等の迷惑メッセージブロック機能を活用する
- 生体認証を活用する（パスワードを利用しない。）

※詳細なフィッシング対策はこちら⇒

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>



相談窓口 ▶ 愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 089-934-0110(代)

